**ＡＬＬこだいら歳末キャンペ－ン（ALL）**

**もらえる使えるお年玉キャンペ－ン（お年玉）　Q＆A**

★共通内容

共Q01【事業者】:会員にならなくても参加できますか。

A：商工会に加入していただきたいところですが、難しい場合は準会員として令和3年3月31日までの期限付き会員として、5,000円負担することで参加できます。ただし、確定申告書等の事業実態を把握できる書類を提示させていただく場合があります。

共Q02【事業者】:ALL、お年玉どちらかだけ申し込みたい。

A:両方の申込になります。

共Q03【事業者】:既に商工会に加入している。複数店舗ある場合はどうなりますか。

A:本事業は1店舗1登録となります。複数店舗ある場合は、新たに商工会に加入もしくは準会員として加入する必要があります。

共Q04【事業者】:消費者に販売するものがないが参加店になることは可能ですか。

A: 消費者に対して販売する（物やサービス）が何かしらあれば可能です。

共Q05【事業者】：1月18日から実施することが出来ないが参加したいのですが。

A:参加可能です。ただ、トラブルにならないよう実施日を事前に周知徹底してください。

共Q06【事業者】:参加店独自のポイントを付与してもいいですか。

A:可能です。逆に付与しない場合は、トラブルにならないよう対応をお願いします。

共Q07【事業者】：申込用紙に記載のある事業所名又は取扱品目が全角15文字では収まらないのですが。

A：収めてください。

共Q08【事業者】：クーポン券及び商品券を商工会に持参することが出来ないのですが。

A：郵送（参加店負担）で可能です。必ず裏面に捺印等を行い、換金依頼書を添えてください。

共Q09【事業者】：換金金額が少額なので、現金でもらいたいのですが。

A：5万円以下の場合は、振込又は現金どちらでも選択できます。

共Q10【事業者】：換金方法について教えてください。

A:事前に換金依頼書をFAX等により商工会にお知らせください。

クーポン券、換金依頼書（原本）、参加店証明書をお持ちになって商工会にお越しください。

①「振込の場合」：クーポン券を毎週月曜日（必着）で締め、その週に指定口座にお振込みをいたします。（予定）

②「現金の場合」：指定した日お越しいただければ、その場でお渡しいたします。

共Q11【消費者】：商品券、クーポン券を現金に換えることはできますか。

A：参加店舗が換金できます。消費者が商工会にお持ちになっても換金できません。

★ALL

ALL Q01【消費者・事業者】：応募は購入した店舗で申し込みができますか。

A：その店舗が預かるのであればＯＫ

ALL Q02：【消費者・事業者】抽選はいつ行われますか。景品はいつ届きますか。

A：１月初旬に抽選。１月１８日～利用できるように郵送します。

ALL Q03【事業者】：商品券を使用した人にお年玉のクーポン券を配布してもいいですか。

A：配布しても構いません。

ALL Q04【消費者】：レシートをもらえなかったのですが。

A：商工会からレシートを出してもらうことの催促はしません。もらえるお店のレシ－トを添付してください。

ALL Q05【消費者】：レシートに店名が入っていないのですが。

A：レシ－トが市内事業者か確認作業を行います。又、店名に地名（小川町等）が記載があれば大丈夫です。

ALL Q06【消費者】:3枚のレシートで10,000円になる場合は2口となるのでしょうか。

A：今回は口数等の配分は行いません。複数レシ－トがあれば、5,000円ごとに専用用紙で申込ください。

ALL Q07：【消費者】専用用紙はどこにありますか。

A：会員等郵送作業時に10枚程配布しています。その後、店舗から要望があれば追加配布します。その他には商工会ＨＰからダウンロ－ド出来る旨をお話し下さい。

ALL Q08：【消費者】領収書又はレシートを返してほしい

A：返還いたしません。他で使用する場合、申込しないでください。

ALL Q09：【消費者】何度でも申込できますか。

A：可能です。

ALL Q10：【消費者】複数当選することはあるのでしょうか。

A：重複当選する可能性はあります。

★お年玉

お年玉Q01【事業者】:1月4日以降の申込でクーポン券はもらえるか

A：もらえない

お年玉Q02【事業者】：1月4日以前の申込の場合で、クーポン券の配布は行いたくない（大型店　想定）

A：可能　詳細については担当より説明

お年玉Q03【事業者】：クーポン券の裏面に既に他の店舗の記載してある

A：換金される参加店の記載を押していただければ大丈夫です。

お年玉Q04【事業者】：即時利用可能とはどういう意味か

A:購入した時点で利用することが可能です。

クーポン券をお渡ししてもかまいませんし、自社で使われてもかまいません。

お年玉Q05【事業者】：クーポン券を使用して買い物をした方に再度クーポン券を配布してよいのか

A:配布はしないでください。

お年玉Q06【事業者】：100円券しか使いたくない。

A:数に限りがありますが、商工会に持参していただければ等価交換が可能です。

お年玉Q07【事業者】：500円以上のお買い物の人限定に渡したい

A:原則お買い物金額に応じてクーポンを発行してください。参加店の事業により条件を付ける場合にはトラブルが起きないよう、消費者に分かるようポスター等周知徹底をお願いします。

お年玉Q08【事業者】:一度に渡す金額を制限したい

A:原則制限を設けておりません。やむを得ず、設定する場合はトラブルが起きないよう、消費者に分かるようポスター等周知徹底をお願いします。

お年玉Q09【事業者】：途中で率を変えたい

A:量販店の率の変更はできません。その他の参加店は20～50％の間で変更してもかまいません。必ずポスターに率を修正して周知してください。

この他の問合せについては、ALLは山口、お年玉は遠藤に相談してください。